

函館市屋外広告物の安全性についての指針

平成27年2月24日制定

平成30年1月15日改正

第1 趣旨

この指針は、函館市屋外広告物条例施行規則（平成17年函館市規則第62号。以下「規則」という。）第16条第4項の規定に基づき、広告物表示者が管理者に広告物または掲出物件（以下「広告物等」という。）に係る適切な点検をさせるために必要な事項を定め、広告物等の安全性を確保することを目的とする。

第2 定義

この指針における用語の意義は、函館市屋外広告物条例（平成17年函館市条例第41号）の例による。

第3 適用の範囲

この指針は、広告物等のうち規則別表第3に規定する固定広告物を対象とする。

第4 点検の実施

管理者は、広告物等が材料の劣化、錆の発生等により構成部材が破損し、または落下するなどして公衆に対して危害を及ぼすことのないよう、次の各号により点検しなければならない。

- (1) 基礎 地盤の沈下または変形等
- (2) 支持・接合部 腐食、腐朽、摩損もしくは破損または移動
- (3) 構成材料 腐食、腐朽もしくは摩損または変形等
- (4) その他の点検 ネオン管、照明灯などの取付け状態

第5 危害防止の措置等

点検の結果、当該状態において表示または設置が継続された場合に、当該広告物等について公衆に対し危害を及ぼすおそれが生じるものと認められるときは、広告物表示者は、直ちに補修その他の必要な措置を講じなければならない。

第6 具体的な点検項目および処理方法

広告物等の安全性の確保のための具体的な点検項目および処理方法は、別表のとおりとする。

第7 点検の時期

広告物表示者は、その表示または掲出する広告物等について、毎年、管理者による点検を実施しなければならない。

強風、地震等が発生し、広告物等の安全性に影響が及ぶおそれがあると認められるときは、直ちに点検を実施しなければならない。

第8 屋外広告物安全点検報告書の作成

管理者は、点検を実施する場合には、規則別記第2号様式の屋外広告物安全点検報告書を作成し、保管するものとし、広告物表示者に点検した広告物等の不具合の程度、必要な措置および緊急性の有無等の状況を報告するものとする。

別表1 安全性の確保のための点検項目と処理方法
(1) 地上広告物

点検部位	診断項目	状 況	処 理 方 法	
基 礎	上部構造の 支えの状況	傾斜している	補修又は撤去	
		ぐらついている		
		亀裂及び破損		
接 合 部 ・ 支 持 部	基礎と 支柱の 接合部	支柱の足元 部分の状況	軽く腐食	錆止め、塗装
			著しく腐食	撤去、部分補修
		外力による 変形の状況	軽く損傷	錆止め、塗装
			著しく損傷	部分補修又は撤去
	広 告 板 と 支 柱 の 接 合 部 及 主 要 の 部 造	接合部のボ ルト・ナツ ト等の状況	ゆるんでいる	締める
			軽く腐食	錆止め、塗装
		溶接接合部 の状況	著しく腐食	ボルト・ナット等の交換
			軽く腐食	錆止め、塗装
			著しく腐食	補修又は交換
		亀裂が発生(耐力低下)		
		取付け金具 又はプレ ートの状況	軽く腐食	錆止め、塗装
			著しく腐食	補修又は交換
著しく変形				
広 告 板	広告板の下 地材(アクリ ル・エポキシ ・鋼板 など)の状 況	板がねじれている	枠組みを点検	
		板が部分的に破損	板の劣化の確認及び補修、交換	
		板のはずれ止めが破損	はずれ止めの補修、交換	
	枠組みの状 況	枠組みがねじれている	ボルト・ナット・ビスや斜材 の状況の点検及び補修、交換	
		枠組み部分が破損している	補修及び補強	
そ の 他	照明器具、 材管等の 取付け状況	器具、管が破損	器具、管の交換又は撤去	
		支持金具が破損	支持金具の交換又は撤去	

木造の屋外広告物については、特に地盤面と接する部分、支柱と広告板との接合部及び広告板の部分について、木材の腐朽状況や釘等の腐食状況について点検する。

(2) 壁面広告物

点検部位	診断項目	状 況	処 理 方 法	
接 合 部 ・ 支 持 部	広告板 と支柱 及び 主要構 造の接 合部	接合部のボルト・ナット等の状況	ゆるんでいる	締める
			軽く腐食	錆止め、塗装
			著しく腐食	ボルト・ナット等の交換
		溶接接合部の状況	軽く腐食	錆止め、塗装
			著しく腐食	補修又は交換
			亀裂が発生(耐力低下)	
		取付け金具又はプレートの状況	軽く腐食	錆止め、塗装
			著しく腐食	補修又は交換
			著しく変形	
広 告 板	広告板の下地材(アクリル・エポキシ・鋼板など)の状況	板がねじれている	枠組みを点検	
		板が部分的に破損	板の劣化の確認及び補修、交換	
		板のはずれ止めが破損	はずれ止めの補修、交換	
	枠組みの状況	枠組みがねじれている	ボルト・ナット・ビスや斜材の状況点検及び補修、交換	
		枠組み部分が破損している	補修及び補強	
そ の 他	照明器具、材管等の取付け状況	器具、管が破損	器具、管の交換又は撤去	
		支持金具が破損	支持金具の交換又は撤去	

木造建築物に取り付けられている場合は、ブラケットの取付けボルト又は釘の錆や形の状況及び建築物取付け部分の腐朽状況を十分点検する。

また、冬期においては、広告板の突出部分に雪や氷がたまりやすく、支持部の腐食をまねくので、十分点検する。

(3) 屋上広告物

点検部位	診断項目	状 況	処 理 方 法	
接 合 部 ・ 支 合 部	建築物 と支柱 の接合 部	アンカーボ ルト・ナッ ト等及びベ ースプレ ートの状況	ゆるんでいる	締める
		軽く腐食	錆止め、塗装	
		著しく腐食	ボルト・ナット等及びベ ース プレートの交換	
		支柱の足元	軽く損傷	錆止め、塗装等
		部分の状況	著しく損傷	部分補修又は撤去
	広告板 と支柱 及 び 主要構 造の接 合部	接合部のボ ルト・ナッ ト等の状況	ゆるんでいる	締める
			軽く腐食	錆止め、塗装
			著しく腐食	ボルト・ナット等の交換
		溶接接合部 の状況	軽く腐食	錆止め、塗装
			著しく腐食	補修又は交換
亀裂が発生(耐力低下)				
取付け金具 又はプレ ートの状況		軽く腐食	錆止め、塗装	
		著しく腐食	補修又は交換	
	著しく変形			
広 告 板	広告板の下 地材(アクリ ル・エポ キシ・鋼板 など)の状 況	板がねじれている	枠組みを点検	
		板が部分的に破損	板の劣化の確認及び補修、交 換	
		板のはずれ止めが破損	はずれ止めの補修、交換	
	枠組みの状 況	枠組みがねじれている	ボルト・ナット・ビスや塗材 の状況点検及び補修、交換	
		枠組み部材が破損している	補修及び補強	
そ の 他	照明器具、 材管等の 取付け状況	器具、管が破損	器具、管の交換又は撤去	
		支持金具が破損	支持金物の交換又は撤去	

置き基礎の場合、当初の設置位置からずれていないか、亀裂及び破損がないかを点検する。

木造の屋外広告物については、特に屋上と接する部分、支柱と広告板との接合部及び広告板の部分について、木材の腐朽状況や釘等の腐食状況について点検する。